用を行う金銭その他の財産をいう。以下この項において同じ。）の運用として行つた取引により生ずる利益（当該業績連動給与を支給する旨及び当該算定方法を当該運用財産に係る金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者に対して事前に示している場合として政令で定める場合に該当する場合における当該運用財産に係る利益に限る。）に関する指標を基礎とした客観的なものに限る。以下この項において「特定業績連動給与」という。）を支給する場合には、当該特定業績連動給与に係る同号イ⑶に係る部分を除く。）の規定の適用については、当該法人が金融商品取引法第四十六条の三第一項、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第六十三条の四第二項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第六十三条の十二第二項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合及び同法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により提出するこれらの規定の事業報告書（インターネットを利用する方法により金融庁長官が公表するものに限る。以下この項において「公表事業報告書」という。）は、同号イに規定する有価証券報告書とみなす。この場合において、当該法人が、当該算定方法の内容を、同号イ⑵の政令で定める適正な手続の終了の日以後遅滞なく、公表事業報告書に記載して同法第四十六条の三第一項、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第六十三条の四第二項又は第六十三条の十二第二項の規定により提出し、かつ、同法第四十六条の四、第四十七条の三、第六十三条の四第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の十二第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合及び同法附則第三条の三第四項の規定により適用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定の説明書類に記載してこれらの規定により公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、当該算定方法は、同号イ⑶に掲げる要件を満たすものとする。

2　前項に規定する特定投資運用業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす法人をいう。

一　その事業年度の収益の額の合計額のうちに次に掲げる業務に係る収益の額の合計額の占める割合が百分の七十五以上であること。

イ　金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等の同法第二十八条第四項に規定する投資運用業

ロ　金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者の同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

ハ　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者の同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務

ニ　移行期間特例業務届出者（金融商品取引法附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者をいい、同条第一項ただし書（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある者を除く。）の同条第五項に規定する移行期間特例業務（同条第七項に規定する行為に係る業務を含む。）

二　次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

イ　金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同項の規定による提出の義務があること。

ロ　その法人と他の法人との間に当該他の法人による法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係があり、かつ、当該他の法人が金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同項の規定による提出の義務があること。

3　第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する特定業績連動給与に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十二の前に次の一条を加える。

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）

第六十六条の十一の四　青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　号）の施行の日から同日以後一年を経過する日までの間に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定を受けたもののうち当該認定に係る同法第二十一条の二十八第一項に規定する認定事業適応事業者であるもの（次項第一号及び第三項において「認定事業適応法人」という。）の当該認定に係る同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に記載された同法第二十一条の十五第三項第二号に規定する実施時期内の日を含む各事業年度（次に掲げる要件の全てを満たす事業年度に限る。次項及び第三項において「適用事業年度」という。）において法人税法第五十七条第一項の規定を適用する場合において、同項本文に規定する欠損金額のうちに特例欠損事業年度において生じたものがあるときは、同項ただし書中「を超える」とあるのは、「に当該欠損金額の生じた事業年度が租税特別措置法第六十六条の十一の四第二項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）に規定する特例欠損事業年度である場合における同項に規定する超過控除対象額に相当する金額を加算した金額を超える」とする。

一　基準事業年度（特例事業年度（経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度をいう。次項及び第三項において同じ。）のうちその開始の日が最も早い事業年度をいう。同項において同じ。）後の各事業年度で欠損控除前所得金額（法人税法第五十七条第一項ただし書に規定する計算した場合における当該各事業年度の所得の金額をいう。次項第三号において同じ。）が生じた最初の事業年度開始の日以後五年以内に開始する事業年度であること。

二　令和八年四月一日以前に開始する事業年度であること。

三　法人税法第五十七条第十一項各号に掲げる法人の当該各号に定める事業年度でないこと。

2　前項に規定する特例欠損事業年度とは、特例事業年度において生じた欠損金額のうちに超過控除対象額（次に掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。第二号において同じ。）がある場合における当該特例事業年度をいう。

一　当該特例事業年度において生じた欠損金額（法人税法第五十七条第二項又は第六項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額とみなされたもの、同条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたもの、同法第五十七条の二第一項の規定により同法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの及び同法第八十条又は第百四十四条の十三の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ　当該欠損金額に相当する金額で法人税法第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額

ロ　当該欠損金額に相当する金額で当該欠損金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に法人税法第五十七条第一項の規定により当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額

二　イに掲げる金額からロ及びハに掲げる金額の合計額を控除した金額

イ　当該適用事業年度終了の日までに産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて行つた投資の額として財務省令で定める金額

ロ　当該適用事業年度前の事業年度で前項の規定の適用を受けた各事業年度における各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

ハ　当該適用事業年度における当該特例事業年度前の各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額

三　当該適用事業年度の欠損控除前所得金額の百分の五十に相当する金額から前号ハに掲げる金額を控除した金額

3　認定事業適応法人の基準事業年度以後の事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合における前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　基準事業年度後の各連結事業年度で第六十八条の九十六の二第一項第一号に規定する欠損控除前連結所得金額が生じた連結事業年度がある場合には、当該連結事業年度を第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額が生じた事業年度とみなす。